



# おもろまち自治会

## 第18回定期総会



令和4年6月26日(日) 午後3時~5時

会 場： リュークス集会室

### 式次第

- |  |                        |     |               |
|--|------------------------|-----|---------------|
|  |                        | 司 会 | 池原 哲之         |
| 1. 開会あいさつ                                      |                        | 副会長 | 玉那覇 敦也        |
| 2. 議事  |                        |     |               |
| 第1号議案  | 令和3年度事業活動報告            | 会 長 | 樋口 豊          |
| 第2号議案  | 令和3年度事業収支報告<br>会計監査報告  | 会 計 | 中井 幸枝         |
|  |                        | 監 査 | 島村 聡<br>名城 将人 |
| 第3号議案  | 次年度役員改選について<br>新役員自己紹介 | 会 長 | 樋口 豊          |
| 第4号議案  | 令和4年度事業活動計画(案)         | 会 長 |               |
| 第5号議案  | 令和4年度収支予算(案)           | 会 計 |               |
| 3. 賛助会員世話役、子ども会・よつ葉の会世話役<br>新委員会(R3~)の紹介と担当者挨拶 |                        | 副会長 |               |
| 4. 閉会あいさつ                                      |                        | 会 長 |               |

## 1 まちづくり事業

### 1 掲示板を使用した継続的な広報活動

自治会長会議で配布されるポスター等を、おもろまち3丁目「新都心公園」・おもろまち4丁目「水の道公園」に設置の掲示板に貼付して、各種広報を継続中。

### 2 ホームページによる発信

令和元年に作成したHPからも各種情報を発信中。

今後は一方的な発信にとどめず、双方向の意見交流などに取り組んで「地域課題の共有・解決」などを図りたい。

尚、HPの作成および運営管理は、ROS株式会社に依頼。

## 2 環境整備事業

### 1 地域内の清掃活動

昨年も12月にCGG(クリーン・グリーン・グレイシャス)清掃活動が、規模を縮小しながら、新都心公園周辺をメインに行われた。(新都心安全なまちをつくる会主催)新都心通り会主催の清掃活動も継続的に行われているが、おもろまち自治会として会単位での積極的参加はできていない。

### 2 保安灯の継続管理および新設

- ・おもろまち内の保安灯4灯のLED化が終了した。
- ・現在は、LED10灯の保安灯を維持管理している。

### 3 防犯パトロール

11月に「新都心安全なまちをつくる会」主催の防犯パトロールに参加。

## 3 地域活動事業

- 1 おせっかい委員会(別紙にて報告)
- 2 子ども会
- 3 よつばの会

## 4 その他

- 1 那覇市自治会長連合会(会長が出席)
- 2 新都心安全なまちをつくる会への参加。(広報担当の池原)
- 3 銘苅小学校区まちづくり協議会(会長が出席)

令和3年度 事業収支決算書 (案)

(令和3年度4月1日～令和4年3月31日)

期首残高	2,228,228 円
収入合計	1,256,629 円
支出合計	946,167 円
次年度繰越金	310,462 円
期末残高	2,538,690 円

項目	費目	今年度予算額(a)	今年度決算額(b)	(b)-(a)	備考	
収入	1	自治会費	700,000	556,882	▲ 143,118	
	2	賛助会費	138,000	82,021	▲ 55,979	
	2	市助成金	813,200	605,709	▲ 207,491	活動費助成130,200円×2 保安灯助成200,309円 みんなの想火112,000円 公園管理愛護会33,000円
	3	寄付金	0	12,000	12,000	
	4	その他	0	17	17	
	合計①	1,651,200	1,256,629	▲ 394,571		

項目	費目	今年度予算額(a)	今年度決算額(b)	(b)-(a)	備考		
支出	1	会議費	5,000	0	▲ 5,000		
	2	事業費	500,000	278,011	▲ 221,989	総会・新規募集20,150円 HP95,590円公園33,000円 みんなの想火251,000円	
	3	事務費	5,000	110	▲ 4,890	文具代	
	4	役員手当	348,000	328,000	▲ 20,000	会長・副会長・会計・監査	
	5	渉外費	70,000	81,800	11,800	加入団体会費等	
	6	光熱水費	25,000	22,466	▲ 2,534	保安灯電気料金	
	7	1	子供会助成金	100,000	22,100	▲ 77,900	ズーム年間使用料
		2	シニア会助成金	100,000	28,952	▲ 71,048	
	8	通信運搬費	10,000	368	▲ 9,632	切手	
	9	備品費	450,000	183,029	▲ 266,971	保安灯LED183,029円	
	10	使用料・手数料	30,000	1,331	▲ 28,669		
11	予備費	8,200	0	▲ 8,200			
	支出合計②	1,651,200	946,167	▲ 705,033			
次年度繰越金③ (①-②)		0	310,462	310,462			

おもろまち自治会

会長 樋口 豊 殿

会計監査報告書

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

おもろまち自治会収支決算について、会計監査を実施いたしました。

会計関係帳簿及び領収書、通帳等の照合の結果、適正に処理されて

いることを確認しましたので、ご報告いたします。

令和4年 5月 15日

監査役

石城 将人



令和4年 月 日

監査役

島村 聡



令和4年度役員

役員	氏名
会長	樋口 豊 <small>ひが ぐち ゆたか</small>
副会長	玉那覇 敦也 <small>たまな は あつ や</small>
副会長	
書記	河上 永子 <small>かわ かみ なが こ</small>
会計	細谷 幸代 <small>ほそ や さち よ</small>
広報	池原 哲之 <small>いけ はら てつ ゆき</small>
監査	島村 聡 <small>しま むら さとる</small>
監査	名城 将人 <small>な しろ まさ と</small>

子ども会・よつばの会・賛助会員・委員会 世話人代表

会名	氏名
子ども会	玉那覇 敦也 <small>たまな は あつ や</small>
よつばの会	大嶺 順子 <small>おお みね じゅん こ</small>
賛助会員	樋口 豊 <small>ひが ぐち ゆたか</small>
おせっかい委員会	太田 浩一 <small>おお た こう いち</small>

## 1 まちづくり事業

### 1 掲示板とHPを使用した継続的な広報活動

「新都心公園」・おもろまち駅前「水の道公園」・リュークス集会室前の掲示板を利用して那覇市や自治会関係からの広報活動を継続する。新たな連携が望ましい賛助会員の企業・団体等から発信する広報活動にも積極的に協力する。HPの活用に関しては、模索を続けながらも改善を意識して取り組んでいく。webによる参加型の交流会なども試みたい。

### 2 アフターコロナ対策

那覇新都心中枢に位置するコミュニティ組織として、「何ができるか？何をすべきか？」多くの意見と協働を募りながら、支え合いを軸とした「疫病蔓延≡災害時の対策企画」などを検討していきたい。その一環として本年は、新都心公園内に自治会員のための畑ができないかチャレンジしてみたい。そして、はるさ〜委員会（仮称）を立ち上げて管理運営することに着手したい。

## 2 環境整備事業

### 1 地域内の清掃活動

本年もおそらくCGG（クリーン・グリーン・グレイシャス）清掃活動が行われると思われる。HPなどから多くの会員や住民に以下の趣旨を伝え、理解と参加を募っていく。

#### 【CGGの趣旨】

県民の宝である子ども達の健やかな成長のためには、様々な犯罪に巻き込まれない環境づくりが大切です。地域の行事に大人と子どもが揃って参加し、様々なふれあいを行う「御万人のふれあい活動」と、自分の住んでいる地域を大人も子どもも一緒に清掃し、健全な環境づくりを行う「クリーン活動」を展開し、「地域の子は地域で守り育てる」という共通認識のもと、青少年の健全育成に資する全県的な運動展開を支援する。（沖縄県教育委員会）

### 2 自治会独自の環境整備事業 「おせっかい委員会」

昨年度に会則 15 条に則って新たに「おせっかい委員会」を設けた。本委員会の活動については、別紙にて報告と説明する。

### 3 保安灯の新設等について

保安灯新設・維持管理を継続するためには、会員数や資金面が不十分である。夜道が暗い箇所はまだあるので、自治会への入会を促すと共に、複数の会員が居住する地域へは新設することが望ましい。防犯カメラ付きの保安灯の設置も検討していく。

### 3 地域活動事業

- 1 子ども会
- 2 よつばの会
- 3 自主防災組織の設立に向けた活動を積極的に行う。(継続課題)
- 4 高齢社会を視野に入れた活動を取り入れたい。(継続課題)
- 5 新型コロナ感染拡大の収束後は、“おもしろまちに笑顔を取り戻す”を合言葉とする、自治会主催の【まつり企画】を検討する。上記、「おせっかい委員会」との協働による自治会まつりも検討していく。
- 6 新規会員の増加を目的とした、チラシ&振込用紙の封書配布を継続する。

### 4 その他

- 1 那覇市自治会長連合会への参加
- 2 銘苅小学校区まちづくり協議会への参加
- 3 新都心安全なまちをつくる会との連携
- 4 那覇新都心通り会との連携 など。

令和4年度 事業収支予算(案)

(自:令和4年4月1日～至:令和5年3月31日)

期首残高 2,538,690 円  
 収入合計 1,333,680 円  
 支出合計 1,534,590 円  
 期末残高 2,337,780 円

	項	目	費目	前年度決算額(a)	今年度予算額(b)	(b)-(a)	備考
収入	1		1 自治会費	556,882	600,000	43,118	
			2 賛助会費	82,021	90,000	7,979	
	2		市助成金	605,709	593,680	▲ 12,029	活動費助成130,200円×2 保安灯助成242,280円 秋祭り55,000円 公園管理愛護会36,000円
			寄付金	12,000	0	▲ 12,000	
	4		その他	17	50,000	49,983	秋祭り売上50,000円
	収入合計①				1,256,629	1,333,680	77,051

	項	目	費目	前年度決算額(a)	今年度予算額(b)	(b)-(a)	備考	
支出	1		会議費	0	5,000	5,000		
	2		事業費	278,011	626,590	348,579	総会・新規募集25,000円 HP管理委託95,590円 秋祭り300,000円 おもろまち大学70,000円 みんなの想火100,000円 公園管理愛護会36,000円	
			事務費	110	5,000	4,890	文具代・用紙代	
	4		役員手当	328,000	328,000	0	会長・副会長・会計・監査	
	5		渉外費	81,800	85,000	3200	加入団体会費 (社協、赤十字ほか)	
	6		光熱水費	22,466	25,000	2,534	保安灯電気料金	
	7	1		子供会助成金	22,100	100,000	77,900	
		2		シニア会助成金	28,952	100,000	71,048	
	8		通信運搬費	368	5,000	4,632	切手代	
	9		備品費	183,029	250,000	66,971	保安灯250,000円	
	10		使用料・手数料	1,331	5,000	3,669	使用料・印刷代・駐車場代	
11		予備費	0	0	0			
支出合計②				946,167	1,534,590	588,423		
次年度繰越金③ (①-②)				310,462	▲ 200,910	▲ 511,372		



## おもろまち自治会 おせっかい委員会 2021 年度活動報告

### (1) おせっかい委員会 設立趣旨

おもろまちは、かつての米軍牧港居住地区の返還跡地にできた新しい街で、街の形成、とりわけ人のつながり、つまりコミュニティの形成もまだ発展途上にある。

沖縄の古くからの集落には、地域の人たちが誇りとする祭りや御嶽などがあり、これらが、その地に暮らす人々をつなぎ、生まれ育った人々に地域への愛着と誇りを育てているものと思料する。

おもろまちにおいても、そうした伝統（祭りなど）を創り出していくことが、街の持続的発展には不可欠ではないかと考えている。

加えて、近年、多発する自然災害はもとより、一昨年から猛威をふるう新型コロナウイルス禍下において、顕著になっているのが「孤立・孤独」問題である。この問題の解決には、地域における助け合い・支え合いが有効ではないだろうか。

ところで、地域で伝統を創出したり、「助け合い・支え合い」を構築するには、日ごろからの顔の見える関係づくりが不可欠だと思料する。そして、そのためには、何より、その地域に住む多くの人の賛同と参画が不可欠であり、短期間に形成されるものではないと考える。

そこで、「人のつながり」を紡ぎ出す活動を展開すべく、自治会内に「おせっかい委員会」を設置したところである。

### (2) 2021 年度活動実績

#### ① シュガーローフ（慶良間チーズ）の「花咲く丘公園」化

シュガーローフの丘にアジサイを植樹することにより、将来的に花の咲く丘を形成し、地域の歴史を後世に引き継ぐと同時に、公園愛護活動を通して、地域住民のつながりを紡ぎ出す契機とするため、地域住民等 30 名の協力のもと、5月16日にアジサイの植樹を行ったほか、この日以降、公園愛護活動を行っている。

(活動経緯)

2021年4月22日 那覇市より「安里緑地愛護会」に認定

5月16日 シュガーローフにアジサイを植樹（沖縄県地域振興協会から助成あり）  
以降、シュガーローフの愛護活動を随時実施

2021年5月～2022年3月まで、活動実施日 123日・参加者 延べ205人

#### ② おもろまち想火

「なはの日」（7月8日）直後の週末7月10日に「おもろまち想火」を、また、昨年を引き続き「みんなの想火 in おもろまち」を東京五輪前夜である7月22日に開催する方向で牛乳パックランタンの制作等の準備を行ったものの、新型コロナ禍もあって、開催中止となった。

(活動経緯)

2021年5月～ 牛乳パックランタン製作開始

7月10日（土） 第1回 おもろまち想火開催予定も新型コロナ禍で9月に延期

7月22日（木） みんなの想火（東京五輪開催前夜、全国统一竹あかり祭）  
台風余波の強風雨により、太田自宅から生中継

9月23日 おもろまち想火開催予定も新型コロナ禍で再度延期

11月末 おもろまち自治会役員にておもろまち想火の中止を正式決定

(3) 活動経費 162,271円

- ① 公園愛護活動に対する助成 (那覇市より) 33,000円
  - 上期 5~9月分 3千円×5ヶ月 = 15,000円
  - 下期 10~3月分 3千円×6ヶ月 = 18,000円
- ② 公益社団法人沖縄県地域振興協会からの助成金 112,000円
- ③ 自治会負担 17,271円

(参考)

五光 五光 五光 五光

2021年(令和3年)6月1日 火曜日 新聞記事 (22)

# 那覇の激戦地 花咲く丘に

## 安里緑地アジサイ植樹

### 平和願い 歴史紡ぐ

【那覇】安里緑地アジサイ植樹イベントが、油断の連続だった安里緑地一帯を、市民の手で緑化していく。おもろまち自治会(会長 田中浩一)が中心となり、アジサイの植樹活動を行った。この活動は、戦時中の安里緑地を、市民の手で緑化していく。10年後には、アジサイの花が咲き誇る。おもろまち自治会が中心となり、アジサイの植樹活動を行った。戦時中の安里緑地を、市民の手で緑化していく。

おもろまち自治会が中心となり、アジサイの植樹活動を行った。この活動は、戦時中の安里緑地を、市民の手で緑化していく。10年後には、アジサイの花が咲き誇る。おもろまち自治会が中心となり、アジサイの植樹活動を行った。戦時中の安里緑地を、市民の手で緑化していく。

アジサイの花の咲く安里緑地

#### おもろまち自治会

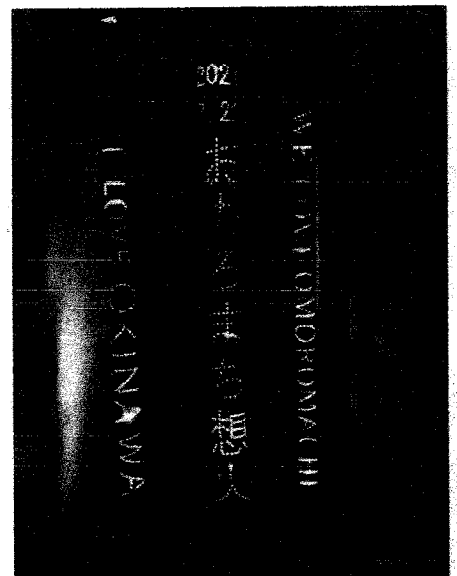


アジサイの植樹活動の様子。おもろまち自治会が中心となり、アジサイの植樹活動を行った。

おもろまち自治会が中心となり、アジサイの植樹活動を行った。この活動は、戦時中の安里緑地を、市民の手で緑化していく。10年後には、アジサイの花が咲き誇る。おもろまち自治会が中心となり、アジサイの植樹活動を行った。戦時中の安里緑地を、市民の手で緑化していく。

おもろまち自治会が中心となり、アジサイの植樹活動を行った。この活動は、戦時中の安里緑地を、市民の手で緑化していく。10年後には、アジサイの花が咲き誇る。おもろまち自治会が中心となり、アジサイの植樹活動を行った。戦時中の安里緑地を、市民の手で緑化していく。

おもろまち自治会が中心となり、アジサイの植樹活動を行った。この活動は、戦時中の安里緑地を、市民の手で緑化していく。10年後には、アジサイの花が咲き誇る。おもろまち自治会が中心となり、アジサイの植樹活動を行った。戦時中の安里緑地を、市民の手で緑化していく。



## おもろまち自治会 おせっかい委員会 2022 年度活動計画 (案)

### (1) 活動方針

「地域住民のつながりを紡ぎ出す」、「『共生』『共助』社会を創り出す」ために小さな一歩を踏み出すとの方針のもと、思い立ったことを各人が行動に移すということを基本コンセプトに活動を行ってまいります。「やってみなはれ！」精神です。

「こんなことやったらもっと自治会活動活発化するよね」「こんなことやったら楽しいよね」というアイデアがある方、ぜひそのアイデアを自ら（もちろん仲間と一緒にでも結構です）主体的に実行してみませんか？

アイデアあるんだけど、どう取り組めばいいかわからない、といった場合は、おせっかい委員会連絡窓口 太田にご連絡ください。実現に向けたアドバイス等、真摯に対応させていただきます。

### (2) おせっかい委員会 2022 年度活動予定(案)

#### ① おもろまち想火の開催

全国一斉竹灯り点灯イベント「みんなの想火」に連動し、9月18日(日)に開催する方向で検討中

#### ② シュガーローフの愛護活動

日々の活動として実施予定

### (3) おせっかい委員会連絡窓口

おもろまち自治会・太田

Mail: [foot.ricchy3@gmail.com](mailto:foot.ricchy3@gmail.com)

※ ご連絡の際は、上記メールにお願いいたします。

※ メールの際は、件名欄に「おもろまちおせっかい委員会」とご記載の上送信ください。  
(他の多くのメールと見分けがつきにくいことから、必ず明記願います。)

### (4) その他

今年度、おせっかい委員会を自治会とは別組織の「一般社団法人」化したいと考えています。  
おせっかい委員会創設の根底にある

- |               |                            |
|---------------|----------------------------|
| ① 「社会課題の解決」   | 地域つながりの希薄化、孤独・孤立、共助社会の構築など |
| ② 「環境問題への対応」  | 地域美化活動、脱炭素社会に向けた勉強会など      |
| ③ 公的施設の管理受託   | シュガーローフ(安里緑地)の管理など         |
| ④ コンサルティング活動等 |                            |

を活動内容として想定しています。

## おもろまち自治会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は「おもろまち自治会」と称し、事務所をおもろまち地区内に置く。

(区 域)

第2条 この会の活動区域は、沖縄県那覇市おもろまち区域を基本とする。

(目 的)

第3条 この会は、会員相互の親睦と福祉を増進し、地域社会の向上発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の扶助、並びに親睦の増進に関すること。
- (2) 福利厚生を増進に関すること。
- (3) 環境衛生の改善向上に関すること。
- (4) 地域の交通安全に関すること。
- (5) 防犯防災対策に関すること。
- (6) 青少年の健全育成に関すること。
- (7) その他、会の目的達成に関すること。

(会 員)

第5条

- 1、この会は、おもろまち（おもろまち区域に接しているマンション名「アーバンパレット新都心（安里91番地）」を含める）に在住し、この会の目的に賛同する者を会員として組織する。
- 2、この会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人・事業所・団体は賛助会員となることができる。
- 3、賛助会員に関する細則は別に定める。
- 4、会員（賛助会員を含む）は、会長もしくは副会長に届け出ることによって、この会に加入及び脱退することができる。
- 5、会費を長期にわたり滞納した場合は、役員会により会員（賛助会員を含む）を退会させることができる。退会させられた会員の再入会については、役員会により決定する。

(班および班員)

第6条 この会に班を置くことができる

- 1、各班の区分けは役員会および会員相互の話し合いにより決定する。
- 2、各班には、班長1名および副班長若干名を置くことができる。
- 3、班長および副班長は、各班の推薦等により各班により決定するものとする。

(会 議)

第7条 この会の会議は、総会および役員会とする。

- 1、総会は、毎年6月までに開催する。  
ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 2、役員会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- 3、役員会は、第10条各号の役員をもって構成する。

(審議決定事項)

第8条 会議の審議決定事項は次のとおりとする。

- 1、総会は次の事項を審議決定する。
  - (1) 会長、副会長および他の各役員の選任決定。
  - (2) 事業計画および収支予算の承認。
  - (3) 事業報告および収支決算の承認。
  - (4) 会則に関する審議および承認。
  - (5) その他必要な事項。(役員のリコール等を含む。)
- 2、役員会は次の事項を審議または決定する。
  - (1) 事業計画および予算決算に関すること。
  - (2) 会則に関すること。(審議後、総会にて承認を得る。)
  - (3) 細則に関すること。(審議後、総会にて承認を得る。)
  - (4) その他必要な事項。(役員のリコール等を含む。審議後、総会にて承認を得る。)
- 3、役員会は必要止むを得ないときは、総会に代わり審議決定することができる。  
ただし、次の総会において承認を得るものとする。

(議 決)

第9条 総会の議事は、出席者(委任状を含む)の過半数で決定する。

尚、総会は会員の1/3以上(委任状を含む)の出席で成立するものとする。

また、疫病の蔓延や自然災害発生等の社会状況下において、総会の開催が困難と判断される年度においては、書面表決により議決を行うこととする。その判断は、会長を主とする役員会に決定を委ねるものとする。

(役員を選任)

第10条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名      (2) 副会長 若干名      (3) 事務局(会計・書記) 若干名  
(4) 広報 1名      (5) 班長 若干名      (6) 監査役 2名

- 1、会長、副会長、監査役は総会において選任する。
- 2、他の役員は役員会の同意を得て会長が選任する。

(役員職務)

第11条 役員職務は次のとおりとする。

- 1、会長は、会を代表し会務を統轄する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長が事故・病気等により不在の場合はその職務を代行する。
- 3、会計は、会長の指示を受けて、会計事務を処理する。

- 4、書記は、会の記録事務を行なう。
- 5、班長は、事務連絡等を行なう。
- 6、監査役は、会の会計を監査する。

(役員任期)

#### 第12条

- 1、役員任期は2年とし、再任をさまたげない。ただし、班長の任期は1年とする。
- 2、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3、役員は、その任期満了後も後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

(役員報酬)

第13条 役員および特別委員には、総会にて議決された予算に則って報酬を支給する。

(相談役)

#### 第14条

- 1、この会に相談役を置くことができる。
- 2、相談役は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3、相談役は、会の相談に応じ、会議に出席して意見をのべることができる。

(特別委員)

#### 第15条

- 1、自治会運営において専門的事項に関し、必要に応じて特別委員を置くことができる。
- 2、特別委員は、役員会による審議後、会長が委嘱する。

(経費)

第16条 この会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

- 1、会費は、1世帯あたり月額「500円」とする。
- 2、賛助会員の会費も月額「500円」とする。
- 3、会費は各会員より口座振替にて毎年6月末日を振替日(休日の場合は前日)とし、一年分(¥6000)を徴収する。
- 4、住民が組織する管理組合のある集合住宅(マンション・アパート等)において、管理組合により集合住宅全戸で一括入会する場合は、会費割引の対象となる。ただし、会費徴収については、一括入会する管理組合が各集合住宅の会員から行い、自治会の口座に一年分を一括(全戸数分)で口座振込とする。(1ヶ月あたりの割引額は、50世帯未満100円/世帯、50以上100世帯未満150円/世帯、100世帯以上200円/世帯とする)  
また、一括入会割引の対象となる管理組合は、第6条に基づき、その代表者を班長とする。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。  
ただし、初年度は総会後より翌年3月31日までとする。

(政治運動・宗教活動の禁止)

第18条 この会の会員は、この会を政治および宗教の運動活動に利用してはならない。

(分会)

第19条 この会に、子供会・婦人会・老人会等の分会を発足することができる。  
各分会は、有志により自主運営することを基本とするが、必要に応じて  
その代表者等が役員会に運営方法・内容を相談することができる。

付 則

- 1、この会則施行のため必要な細則は、役員の決議を経て会長が定める。
- 2、最初の役員を選任については、この会の結成準備委員により選任され、総会の承認を得るものとする。ただし、初年度につきその任期は平成18年3月31日までとする。
- 3、この会則は、会の初年度総会の日から施行する。

平成18年6月17日 一部改定

平成19年6月10日 一部改定

平成20年6月22日 一部改定

平成22年6月12日 一部改定

平成30年6月24日 一部改定

令和2年 一部改定(書面表決)

おもしろまち自治会  
賛助会員細則

- 1、おもしろまち自治会の趣旨に賛同し、加入を希望する個人・事業所・企業は賛助会員になることができる。
- 2、賛助会員の所在地および居住地はおもしろまち内に限定されない。
- 3、賛助会員は、「おもしろまち自治会は、おもしろまち住民を主体とした地域社会のための組織である。」ことを理解し、相互扶助の精神を念頭において会員活動を行なうこと。
- 4、役員等が一部の賛助会員に偏った便宜を図っていると疑われる場合、一般会員および賛助会員は、役員会に問題を提起することができる。役員会もしくは当該する役員は、それに対して内容の説明および善処するなどにより問題の解決にあたることとする。
- 5、役員会は賛助会員のための集会を主催し、事業内容の説明および活動への参加を募っていく。賛助会員はこの会において、各種提言をすることができる。また、この集会への一般会員の出席・提言は自由とする。
- 6、役員会は各種の事業活動の中で、賛助会員に対して広告を募集するなど、賛助会員の活躍の場を提供していく。
- 7、賛助会員は、役員会に対して活動の提案等を行なうことができる。
- 8、賛助会員は、その携わる業務の専門性を活かし、会員にとって有意義と思われるイベントの開催などの活動をすることができる。ただし、開催に際しては事前に役員会への許可申請が必要である。
- 9、おもしろまち自治会の趣旨に反すると認められる賛助会員がある場合、役員会は審議を経て注意または退会を促すことができる。

平成 30 年 6 月 24 日 一部改定